

# 居宅介護支援重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

当事業所は、利用者に対して居宅サービス計画を作成し、その契約に基づいて適切なサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他を提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたい事を説明します。

## 1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人 清流会
- (2) 所在地 徳島県徳島市名東町2丁目650番地の35
- (3) 電話番号 088-631-5135
- (4) 代表者 理事長 久次米 均

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の目的及び運営方針

介護保険法の理念に基づき、利用者が自立した日常生活を送るよう、また利用者に対し、適正な介護相談や介護サービス計画を提供する事を目的としています。

また、要介護者等の心身の特性にふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅生活の全般にわたる援助を行います。

### (2) 各事業所の名称等

種類	事業所の名称	連絡先	管理者	通常の事業所実施地域
居宅介護支援	介護老人保健施設 カサ・デ・エスペランサ	088-633-0128	新見 仁美	徳島市、吉野川市、 鳴門市、名西郡、 板野郡、阿波市、

### (3) 職員の職種、員数

介護支援専門員1名（兼管理者）配置しています。

### (4) 営業日・営業時間

営業日は、月曜日～金曜日午前9時～午後5時30分（国民の祝日・12月31日～1月3日の間を除く）

ただし、電話相談等により24時間相談可能な体制とします。

## 3. 当事業所が提供するサービスと利用料金

### (1) 指定居宅介護支援の内容

居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう連絡調整その他の便宜を提供します。

### (2) 利用料その他の費用

利用料は厚生大臣の定める基準によるものとします。

## 4. 利用の中止、変更、追加等

利用予定日の前に利用者の都合により、サービス中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の2日前までに事業所に申し出て下さい。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の都合により希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間または日時を利用者に提示して協議します。

## 5. サービス提供の記録

作成されたケアプランやその他利用者に関する記録は、当事業所で5年間適正に保存し、希望があればいつでも閲覧することができます。

## 6. 事業所の変更

利用者は 1 週間以上の予告期間をもって、いつでも他事業所に居宅介護支援の依頼をすることができます。

## 7. 秘密保持及び個人情報の保護

サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合を除いて、漏らす事はありません。

ただし、あらかじめ利用者の同意を得た場合は、一定の条件の下で情報提供する事があります。

## 8. 公正中立

当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

事業所の職員は、利用者やその家族の求めに応じ、居宅サービス事業所等について複数の事業所の紹介及び当該事業所を介護サービス・支援計画（ケアプラン）に位置づけた理由の説明を行います。

## 9. 苦情の受付

### (1) 当事業所における苦情の受付

苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

(受付時間・・・毎週月曜～金曜 午前 9 時から午後 5 時)

介護老人保健施設カサ・デ・エスペランサ	088-633-0128	新見 仁美 まで
---------------------	--------------	----------

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

徳島市役所 高齢介護課	所在地 徳島市幸町 2 丁目 5 給付係 電 話 088-621-5585
神山町役場 健康福祉課	所在地 名西郡神山町神領字本野間 1 0 0 電 話 088-676-1114
石井町役場 長寿社会課	所在地 名西郡石井町高川原字高川原 1 2 1 - 1 電 話 088-674-6111
藍住町役場 健康推進課	所在地 板野郡藍住町奥野矢上前 5 2 - 1 電 話 088-637-3311
北島町役場 保険福祉課	所在地 板野郡北島町中村上地 2 3 - 1 電 話 088-698-9805
国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 徳島市川内町平石若松 7 8 の 1 電 話 088-665-7205

※ その他、お住まいの市町村役場の介護保険担当窓口まで

## 10. 緊急時及び事故発生時の連絡

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、管理者、市町村及び利用中の介護サービス事業者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償等の問題を速やかに対処します。

## 11. 医療との連携

医療との連携を図る為、利用者に、入院時に入院先の医療機関に担当ケアマネの氏名を提供するように依頼します。

## 1 2. 虐待の防止

当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、次の掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に係る担当者 管理者 新見 仁美

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針を整備します。

(4) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(6) 措置を適切に実施するため担当を設置します。

## 1 3. ハラスメント対策

(1) 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、次の措置を講ずるものとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、事業所内に限らず、利用者や家族等から受けるものも含まれます。

(2) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員等に周知・啓発します。

(3) 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な相談対応のための担当者や窓口をあらかじめ定める等の体制を整備し、従業者に周知します。

## 1 4. 感染症予防、まん延防止の対策

事業者において感染症が発生し、またはまん延しないように次の措置を講じます。

(1) 事業所内における感染症予防またはまん延防止のための検討委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底をしています。

(2) 事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(3) 従業者に対し、感染症予防またはまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 1 5. 業務継続計画の策定等

(1) 事業者は、感染症または非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」という。)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。

(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行います。

## 1 6. 利益収受の禁止

従業者は、サービス提供を利用者またはサービス事業者に強要しません。また、金品その他の財産上の利益を収受することはありません。

サービス提供の標準的な流れ

